

## 見直し作業の結果公表 < 検査検定制度 >

1．制度の名称（通称可）	建築物・建築資材（防火材料）の確認等
2．根拠法令	建築基準法第6条、第68条の26
3．担当部署名	国土交通省住宅局建築指導課（企画係）
4．当該制度に係る過去5年間の制度改正状況	<p>(1)改正年度 平成10年度（確認検査の民間開放：平成11年5月1日施行、防火材料等の認定：平成12年6月1日施行）</p> <p>(2)改正内容 これまで建築主事が行っていた建築確認・検査事務について、第三者機関である指定確認検査機関も行えることとした。また、防火材料等の認定に係る技術的評価を指定性能評価機関等においても行えることとした。</p> <p>(3)背景事情 規制緩和、国際調和、安全性の一層の確保</p>
5．今回の見直し作業の結果	これまで建築主事が行っていた建築確認・検査事務について、第三者機関である指定確認検査機関も行えることとした。また、防火材料等の認定に係る技術的評価を指定性能評価機関等においても行えることとした。
見直し作業の実施方法	
5-1．国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうか	<p>(1)検討結果 維持する必要がある。</p> <p>(2)理由 建築確認・検査事務は、建築物の最低基準を確保して、国民の生命、健康及び財産の保護を図る重要な事務である。また、平成10年の法改正により、建築確認・検査事務について民間機関（指定確認検査機関）にも開放することとしたが、民間機関にすべての建築確認・検査事務を義務づけることは、採算性等の観点から困難である。このため、特定行政庁が行う必要がある。また、防火材料等の認定については、法令上の仕様基準に適合しない防火材料等の性能が、法令で求める性能を有しているかどうかという法的解釈を伴う判断が必要となることから、国が認定する必要がある。</p>

<p>5 - 2 . 自己確認・自主保安を基本とした仕組み（自己責任を重視した考え方）への転換の状況</p>	<p>(1)検討結果（選択式）</p> <p>a : 自己確認・自主保安化を行った。</p> <p>b : 第三者認証化を行った。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> c : 国又は代行機関（指定検査機関等）による実施とした。</p> <p>(2)上記の説明</p> <p>これまで建築確認・検査事務については特定行政庁の建築主事が行っていたところ、第三者機関である指定確認検査機関も行えることとした。また、防火材料等の認定に係る技術的評価を指定性能評価機関等においても行えることとした。（平成10年6月に建築基準法を改正）</p> <p>(3)理由</p> <p>建築確認・検査事務については、建築規制制度の効率化を図り建築規制の実効性を確保するため、民間機関（指定確認検査機関）にもその事務を開放した（ただし、民間機関にすべての建築確認・検査事務を義務づけることは、採算性等の観点から困難であるため、特定行政庁においても建築確認・検査事務を実施。）。また、防火材料等の認定については、認定は国が行うが、その認定に先だて行う技術的評価の部分については必要な設備、審査能力が備わっていれば可能であることから民間機関（指定性能評価機関等）においても行えることとした。</p>
<p>5 - 2 . においてcを選択した場合</p>	
<p>指定検査機関等に検査の実施を委ねる仕組みとしているものについては、当該検査機関等として公益法人要件を課しているかどうか</p>	<p>(1)公益法人要件の有無</p> <p>課していない。</p> <p>(2)公益法人要件のあるものはその理由</p>
<p>自己責任の考え方に基づいた仕組み（自己確認・自主保安化や、優良事業所等のインセンティブ制度を指すものとする。）とすることができないと判断した根拠等</p>	<p>(1)根拠</p> <p>建築確認・検査事務は、国民の生命、健康及び財産の保護を図る重要な事務であり、また、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準は極めて専門技術的なものであることから、自己確認・自主保安にはなじまない。また、防火材料等の認定については、法令上の仕様基準に適合しない防火材料等の性能が、法令で求める性能を有しているかどうかという法的解釈を伴う判断が必要となることから、自己確認・自主保安又は第三者認証にはなじまない。</p>

	<p>(2)仮に自己責任の考え方に基づいた仕組みとした場合にはどのような問題が生じることとなるかを明らかにし、かつ、どのような事後的措置を講じればこうした問題の発生に対処できると考えるか</p> <p>建築基準法では、国民の生命、健康及び財産の保護を図るための最低基準を定めており、この基準が確保されなければ国民の生命等に直接危害が及ぶ可能性がある。よって事後的措置を講じることを前提に自己責任の考え方に基づいた仕組みとすることはできない。</p>
<p>指定検査機関等の指定の条件の国際基準との整合性</p>	<p>(1)指定基準（根拠法令条項名及びその概要。なお、写しを1部添付してください。）</p> <p>建築基準法第77条の20（指定確認検査機関）  建築基準法第77条の57第2項において準用する同法第77条の38（指定認定機関）</p> <p>(2)指定基準の国際整合性（上記指定基準がISOガイドのどの条項に適合しているかについて項目ごとに説明）</p> <p>第七十七条の二十四第一項の確認検査員（職員である者に限る。）の数が、確認検査を行おうとする建築物の種類、規模及び数に応じて国土交通省令で定める数以上であること。（建築基準法第77条の20第一号） 4 - 2 - j</p> <p>前号に規定するほか、職員、確認検査の業務の実施の方法その他の事項についての確認検査の業務の実施に関する計画が、確認検査の業務の適確な実施のために適切なものであること。（建築基準法第77条の20第二号） 4 - 2 - m、4 - 2 - k</p> <p>前号の確認検査の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎を有するものであること。（建築基準法第77条の20第三号） 4 - 2 - h、4 - 2 - i</p> <p>法人にあつては役員、法人の種類に応じて国土交通省令で定める構成員又は職員（第七十七条の二十四第一項の確認検査員を含む。以下この号において同じ。）の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。（建築基準法第77条の20第四号） 4 - 2 - n</p> <p>確認検査の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。（建築基準法第77条の20第五号） 4 - 2 - l、4 - 2 - o</p> <p>前各号に定めるもののほか、確認検査の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。（建築基準法第77条の20第六号） 4 - 2 - a</p>

5 - 3 . 基準の国際的整合化・性能規定化、重複検査の排除等	
国際整合化（基準の基礎（性能規定化している場合にあつては、参照基準）として国際規格を用いているか）。	<p>行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。</p> <p>基準は日本の気候、風土等の特殊性にもよるものであり、一概に国際整合化を図るものではないが、材料の試験方法等整合化を図ることが可能なものについては、それを用いることも可能としている。</p>
性能規定化	<p>行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。</p> <p>平成10年の建築基準法改正により、建築基準の性能規定化を行った（平成12年6月1日施行）。</p>
重複検査の排除等	<p>検討結果及び背景説明について記載。</p> <p>該当なし。</p>